

丹波少年自然の家事務組合規約新旧対照表

現行				改正案			
<p>第1条 省略 (組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 丹波篠山市</p> <p>第3条～第4条 省略 (組合議会の組織)</p> <p>第5条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、<u>18人</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>第6条～第14条 省略</p> <p>別表</p>				<p>第1条 省略 (組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 丹波篠山市</p> <p>第3条～第4条 省略 (組合議会の組織)</p> <p>第5条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、<u>16人</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>第6条～第14条 省略</p> <p>別表</p>			
		負担区分				負担区分	
		市町別	地域別			市町別	地域別
省略				省略			
施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100	施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100
施設の管理運営費	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 丹波篠山市	均等割100分の9 人口割100分の81 — —	100分の90 100分の7 100分の3	施設の管理運営費	西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 丹波篠山市	均等割100分の9 人口割100分の81 — —	100分の90 100分の7 100分の3
人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。				人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。			